

奈良県平成31年（調）第1号事件 勧告書に対する奈良市の考え方

奈良県公害審査会調停委員会（以下「委員会」といいます。）より令和元年6月25日付勧告書により発令されました、汚染土壌調査業務及び投棄物搬出運搬業務（以下「業務」といいます。）の令和元年9月25日までの中止の勧告に対し市の考えを下記の通り明示します。

記

市の考え： 勧告された業務の中止に応じることはできない

理由： 前提として、公害紛争処理法第33条の2に基づく勧告は、申請人らの主張の正当性、又は公害の発生やそのおそれの存在することを理由としてなされるものではなく、申請人らの求める調停事項の実現を不可能又は著しく困難とするおそれがあることを理由としてなされるものです。

そのため、公害の発生等や、それに対して何らかの措置を講ずべきであるのかということに関して委員会の判断がなされたものではないため、申請人らの主張が不当なものであったとしても、それに基づく調停を成立させるために必要であれば勧告が発令されることとなってしまいます。

したがって、市としては、勧告が発令されたからといって直ちにそれに応じることは適切ではなく、住民福祉の観点から、そもそも調停に応じて協議を行うべき正当な理由があるのか、申請人らの求める調停事項に応じる理由があるのか、勧告に応じないことによって申請人らの権利利益が害されるものであるのか、反対に勧告に応じることによって市民の利益を害することはないのかといった点を考慮し、調停の当事者である申請人らだけでなく、広く市民全体の利益を考慮して勧告への対応を決定する必要があります。

そのような観点から、以下の各項目の通り検討を行った結果として、業務の中止には応じられないものと判断しました。

理由① 申請人ら主張の調停を求める事項について調停を成立させることは不可能であること

委員会の勧告の理由は、土壌汚染対策法（以下「土対法」といいます。）第4条第3項に基づく命令による調査の範囲、方法について協議することを強く要望している申請人らに対し、業務が続行されることで申請人らの要望する本調停の内容たる事項の実現を不可能若しくは著しく困難にする恐れがあることとあります。

そもそも申請人らが本調停で求める土対法第4条第3項に基づく調査及び報告の命令は、奈良市長による行政処分であり、行政処分を行うか否か、又その内容をどのようなものとするかは、特定の者との合意に基づくべきものではなく、処分権者たる行政庁が、根拠法令に基づき裁量の基礎となる事実を考慮して決すべきことです。そのため、申請人らが調停を求める理由について判断するまでもなく、特定の相手方との合意に基づいて行

政処分を行い得る余地が無い以上、調停を成立させることは不可能です。

したがって、そもそも成立する余地の全く無い調停を行うために勧告に応じて業務を停止する必要性及び正当性は認められません。

理由② 公害の発生を防ぐためには既に十分な措置が講じられていること

申請人らの主張の前提となる公害発生のおそれは、新斎苑事業用地のごく一部の箇所（以下「対象土地」といいます。）における土対法の基準と同程度ないしそれを僅かに超える程度の有害物質が、水路又は水脈等によって接続されているわけでもない100m以上も離れた川の水を汚染するというものであって、そのような事態が生じることは、常識として到底考えられません。

その上で、市は、対象土地に関し業務の実施にあたって土壤汚染による公害被害が万一にも生じることの無いよう、土対法等の法令に基づき適切な措置を既に講じ、又は今後講じる予定としています。

さらには、対象土地における投棄物の撤去のための調査について、本件調停の申立てがなされた時点において予定されていた、投棄物層を掘削した後に土砂をより分け、100m³ごとに検体検査を行うという方法から、掘削前にボーリング等により土壤資料を採取し、検体検査を行い、その後に改めて土砂の選別を行うという方法に改め、掘削前に行う検体検査で土対法の基準値を超える汚染物質が検出された範囲は、投棄物と土砂をより分けず全て撤去の上、敷地外へ搬出し適正に処理することで、投棄物層中の土対法の基準値を超える土砂を確実に選別できるよう、より慎重な調査を行うこととしています。

その上で、投棄物層の撤去後には、対象土地の土壤について、改めて土対法第4条第3項の命令に基づく調査及び当該調査結果を踏まえた必要な措置を講じることとしています。

したがって、対象土地の土壤汚染による公害の発生を防止するための必要十分な措置が既に講じられており、公害発生の防止という公害調停の目的（公害が生じているわけではないことは申請人らも認めているようです。）は既に達成されており、本件調停を成立させる必要性は何ら認められず、本件調停続行のために勧告に応じ業務を中止すべき理由もありません。

理由③ 業務は公害の発生を防ぐためのものであること

業務は、対象土地において公害を発生させるおそれのある取り返しのつかないような行為ではなく、対象土地における投棄物の撤去を安全、適正に実施するための一連の行為であり、土対法第4条第3項の命令に基づく調査及びその調査結果を踏まえた必要な措置を含め、必要に応じて追加的な措置を講じることを妨げるものでもありません。

そのため、仮に公害発生の防止のために、調停の前に何らかの措置を講じる必要があるとしても、業務の中止が必要となるものではないことは明らかです。

したがって、勧告に応じて業務を中止することは、公害の発生防止という観点からは、市民全体の利益に反するのみならず、公害の防除に関する申請人らの正当な利益をも害

するものであるため、業務を中止する理由はありません。

理由④ 勧告に応じれば公共の利益を著しく害すること

投棄物調査等を中止した場合、本件事業に係る工期の延長により、新斎苑の供用開始が遅れることによる市民全体の不利益が生じる他、それに伴って現斎苑の供用期間が延長され、新斎苑建設事業の請負業者らへの工期の延長による追加報酬の支出を余儀なくされ、公金の負担が増大することにより、公益を害する結果を招きます。

したがって、特定の相手方の要望があるからといって、市民全体の利益を犠牲にしてまで、勧告に応じて業務を中止すべき理由はありません。

以上の点に加え、公害紛争処理法の趣旨から、被申請人となった地方公共団体等に誠実な対応が求められることがあるとしても、それはあくまで対象となる事案が公害紛争としての実質を有し、公害発生防止や公害被害の軽減に関して実質的意義を有する事項が調停の対象となることが前提となります。仮に、公害防止等の正当な目的に資するものではなかったとしても、公害調停が申し立てられた以上は申請人の求める通りに対応しなければならないとすると、公害調停の制度趣旨に反するばかりか、特定の相手方の恣意的な要求により、公害調停の申請人以外の市民全体の利益に反する結果をもたらすことにもなりかねません。

結論として、申請人らの求める調停事項は、公害調停の目的たる公害発生防止とは無関係であり、そのような調停の進行に対する申請人らの期待が保護されるものではなく、それに反するからといって、業務を中止すべき理由とはならないと言えます。

よって、冒頭に記載の通り、勧告された業務の中止に応じることはできないものと判断した次第です。

以 上